

Ⅱ 健康・福祉分野

政策 2 健康

政策 3 医療

政策 4 衛生

政策 5 地域福祉・低所得者支援

政策 6 高齢者支援

政策 7 障害者支援

政策2 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

1 政策目的

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

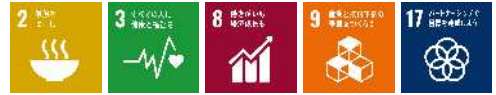
2 政策の方向性

- 区民の健康寿命を延ばすため、区民と働く世代の健康づくりや高齢者のフレイル[※]対策、食生活の改善などを通じ、区民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心の健康の保持・増進に向けた普及啓発や自殺を防ぐ仕組みづくりなどを行うとともに、精神疾患・障害のある方が地域で生活し、治療を継続できるよう支援を充実させます。
- 生活習慣病を予防するため、健康診査の受診を通じて区民自らが健康管理できるよう支援するとともに、喫煙対策や歯と口の健康づくりを推進します。

3 施策の体系

政策2 健康	
施策1 健康づくり	
区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします	
新【計画事業】区民と事業者の健康活動促進事業	
【計画事業】高齢者の保健事業	
(計画事業以外の事務事業)	
歯科健康教育 栄養指導事業 区民健康づくり支援 国民健康・栄養調査 熱中症予防対策事業(高齢者) 熱中症予防対策(保健所) 区民保養施設提供事業 健康相談窓口 薬物乱用防止啓発 健康医療推進協議会 保健所管理運営 衛生統計調査事務 食育月間等普及啓発 親と子の食育推進事業 かつしかの元気食堂推進事業	
施策2 心の健康	
心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます	
【計画事業】精神保健福祉包括ケアの推進	
(計画事業以外の事務事業)	
精神保健教室 精神保健相談 自立支援医療(精神通院医療) 医療観察制度 自殺対策事業	
施策3 生活習慣病の予防	
区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします	
【計画事業】かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進	
【計画事業】がん対策の総合的な推進	
(計画事業以外の事務事業)	
健康づくり健康診査 骨粗しょう症予防検診 葛飾区基本健康診査 特定健康診査・特定保健指導事業 特定健康診査追加検査 生活習慣病予防教室 長寿(後期高齢者)医療健康診査 眼科健康診査事業 施設通所者健康診査事業(障害者) 成人歯科健康診査 健康手帳	

施策1 健康づくり



区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和3年における本区の65歳健康寿命¹は、男性が80.77歳、女性が82.75歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人一人が、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、特に、健康づくりに無関心な方に新たに健康事業に参加してもらうことが必要です。
- 近年、健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、上昇傾向にあります。今後は、デジタル技術を活用し、区民一人一人に最適な活動の提案や中長期的な健康データの管理などができ、健康づくりをより一層促進できる仕組みを構築する必要があります。
- 令和4年度の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合²は、女性が23.2%、男性が11.9%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことにより、フレイル³状態を引き起こしやすくなるため、対策が必要です。
- 区では「かつしかの元気食堂³」の認定を進めています。今後も、若年層をはじめとする区民の食育への意識を高め、栄養バランスのとれた食事や野菜の必要摂取量等について、効果的に普及啓発を進める必要があります。

2 施策の方向性

- **健康意識の啓発** 区民一人一人の健康意識を高めるための啓発を行い、それぞれの年代やライフスタイルに合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。特に、若いうちから健康づくりに取り組めるよう、各種健康診査の結果を受けた健康づくり支援事業やスポーツ事業などを案内するとともに、各種事業への参加方法の簡素化を進めながら、健康的な生活習慣の定着を図り、健康増進につなげます。
- **区民と事業者の健康活動の促進** 区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、一人一人に最適な健康づくりを提案できる仕組みを構築するとともに、健康づくりの成果に対してインセンティブを付与するなど、区民の健康づくりに向けた行動変容を促進し、健康寿命を延伸させます。また、健康づくりに取り組む区内事業者を認証し公表するなど、区内事業者の健康経営³を推進します。
- **高齢者のフレイル対策** 高齢者のフレイル対策として、必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発、口腔機能の維持向上、運動習慣、社会参加について、関係機関と連携して進めていきます。

¹ 65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。ここでは、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出

² BMI (Body Mass Indexの略で世界共通の肥満度の指標。身長と体重から簡単に測定することができ、標準値の「22」に近いほど、様々な病気にかかるリスクが低いとされている) が20以下の高齢者の割合
BMI計算式 BMI (kg/m²) = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

³ 栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する、区が認定した飲食店。令和4年度末における認定店数は72店

- **食育の推進** 食事摂取調査等から区民の食生活の実態を把握し、性別や年齢等を考慮した栄養講習会や食生活の改善に向けた啓発活動等を推進します。また、かつしかの元気食堂における区民の食生活の実態に合わせた健康メニューの開発・提供を進めていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	72.5	74.5	76.0
65歳健康寿命(歳) 「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」(東京都福祉保健局)・要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出)	男：80.77 女：82.75 ※R3年度実績	男：81.07 女：82.87	男：81.37 女：82.99

4 計画事業

【新規】 区民と事業者の健康活動促進事業

健康推進都市担当課
産業経済課 商工振興課
健康推進課

区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、分析・評価することで、一人一人に最適な健康づくりの提案やフィードバックできる仕組みを構築します。また、健康づくりの成果に対して区内で消費できるポイント等を付与するなど、区内消費による地域経済の活性化を図りつつ、区民が楽しく健康づくりに取り組める環境づくりを進め、区民の健康寿命を延伸させます。さらに、健康づくりに取り組む区内事業者を認証し公表するなど、区内事業者の健康経営を推進します。

これらの取組を通じて、区民の健康づくりに向けた行動変容を促し、社会保障制度の持続可能性を高めながら、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを積極的に推進していきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	健康ポイントサービスによる健康活動促進					
	①事業の参加者数（人）	5,000	10,000	20,000	30,000	65,000
	②事業の参加企業数（事業所）	50	100	200	300	650
	③かつしかP A Yとの連携	検討・実施	実施	実施	実施	－
	④A Iを活用した個人に最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施	－
2	健康経営					
	①事業者認証	検討・実施	実施	実施	実施	－
	②健康経営認証事業者向けの融資	検討・実施	実施	実施	実施	－
事業費（千円）		51,134	106,205	160,576	212,076	529,991

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%)	73.5	74.0	74.5	75.0	72.5
2	65歳健康寿命（歳）	男：80.92 女：81.81	男：80.99 女：82.84	男：81.07 女：82.87	男：81.14 女：82.90	男：80.77 女：82.75 ※R3年度実績

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」（東京都福祉保健局）

高齢者の保健事業

健康推進課

高齢者の身体、歯、口の健康状態を把握するために各種健康診査を活用して、傷病の発生を未然に防止し、また、傷病を早期発見することにより重症化、長期化を防ぎ健康増進を図ります。

さらに、高齢者の健康課題であるフレイル（心身が虚弱な状態）やサルコペニア（加齢に伴う筋肉量の減少）を予防するため、関係団体と協働して、区民自らが各々の健康状態に応じて行う健康の保持増進の取組を支援します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	長寿医療健康診査受診者数（人）	38,100	37,900	38,200	38,500	152,700
2	健康長寿筋肉元気健診受診者数(人) ※サルコペニア対策健診	650	820	840	840	3,150
3	健康長寿いきいき健診受診者数(人) ※フレイル対策健診	2,050	2,900	2,600	3,100	10,650
4	長寿歯科健診受診者数（人）	2,000	1,910	1,650	1,900	7,460
5	健診結果を踏まえたフレイル予防の取組	検討・実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		21,458	20,862	18,363	20,967	81,650

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	健康状態がよいと感じている人の割合 (%)	46.3	47.0	47.7	48.4	44.9
2	80歳で20本以上自分の歯を有する区民の 割合 (%)	62.3	62.8	63.3	63.8	61.8

出典等： 1 長寿医療健康診査の問診で「よい」又は「まあよい」と回答した割合
2 81歳の長寿歯科健診受診者で20本以上自分の歯が有の人数÷81歳の受診者数×100

施策2 心の健康



心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区の自立支援医療（精神通院医療）⁴申請件数は増加傾向にあります。精神疾患は発病当初は気づかれにくいため、早期発見・早期治療に結びつけるための普及啓発活動に取り組むとともに、精神疾患のある方や家族への支援体制を構築する必要があります。
- 今後、精神障害のある方が地域の一員として、より安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括システムを構築する必要があります。
- 「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、医療機関、警察、消防、福祉サービス事業者などの関係機関と協議を行っています。さらに、長期入院患者の退院支援や在宅療養に関する専門部会を設置し、検討を進めています。今後、地域で安定した在宅療養生活を送れるよう、支援を充実させる必要があります。
- 区の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、令和2年から減少傾向がみられ、令和3年は国や東京都と同水準となりました。しかし、コロナ禍の長期化により、全国的に自殺リスクの高まりが懸念されます。そのため、心の健康づくりに加えて、福祉や子育てなど、あらゆる分野において相談体制の強化など、自殺を防ぐ仕組みを構築する必要があります。
- 障害のある方の各種行政手続について、障害種別ごとに窓口が異なっているため、分かりやすい窓口の整備を検討し進めていく必要があります。

2 施策の方向性

- **心の健康づくり** 区民が心の健康に関心を持ち、心の健康の保持・増進ができるよう普及啓発を行うとともに、保健センター等で医師や保健師による相談を行います。
- **地域支援体制の構築** 精神疾患や精神障害のある方を医療につなげ、治療を継続できるよう地域全体で支援する体制を構築します。また、精神科病院に入院している方や在宅療養をしている方に対する多職種による個別支援を充実させるとともに、退院後支援、在宅療養の継続や障害福祉サービスの利用など、地域生活を支えるための支援を充実させます。
- **グループホーム等の整備** 地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに、日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成します。

⁴ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

- **自殺対策の推進** 「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していけるよう、庁内の相談窓口が連絡を取り合い、自殺のリスクのある人を適切な相談窓口につなぐための具体的な仕組みをつくり、相談体制の強化を図ります。また、自殺未遂者に対し、医療機関、警察、消防、交通機関、地域等と連携した支援体制を構築するとともに、自死遺族の支援を充実させます。
- **保健福祉総合窓口等の整備** 様々な障害等のある方が利用できる保健福祉総合窓口等の整備に向けて、現行の窓口業務や相談機能の充実化、委託等民間活力の活用について検討を進めます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
精神障害に係る長期入院患者数(人) (保健予防課)	286 ※R3年度実績	258	218
自殺死亡率(人口10万対) (厚生労働省「自殺の統計」)	18.8	16.7	14.1

4 計画事業

精神保健福祉包括ケアの推進	保健予防課
<p>精神障害のある方が、住み慣れた地域で医療を継続し、充実した生活を送ることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の実現を目指します。精神障害のある方を適切に医療につなぎ、安定した地域生活を送れるように支援をしていくとともに、「親亡き後」の課題を見据えて、関係機関との連携を強化し、地域全体で支える体制を構築します。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 精神保健福祉包括ケア推進協議会	運営	運営	運営	運営	—
2 多職種による精神障害者アウトリーチ件数(件) ※ケース数	35	35	35	35	140
3 地域生活支援拠点等の整備(あすなろ)	実施	運営	運営	運営	—
4 体験型グループホームの運営補助	検討	検討	検討	実施	—
事業費(千円)	129,727	43,531	43,531	43,531	260,320

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 精神障害に係る長期入院患者数(人)	278	268	258	248	286 ※R3年度実績

出典等： 1 精神保健福祉資料(厚生労働省調査)



施策3 生活習慣病の予防

区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）は、自覚症状に乏しく、症状を自覚した時には既に進行している場合も少なくありません。しかし、食生活習慣を改善し、早期から適切な治療を行うことにより、発症や合併症の進行を予防できるため、早期発見、早期治療が重要です。これまで、区では「かつしか糖尿病アクションプラン」として、区民の糖尿病の発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組んできました。成人の8人に1人いると言われる慢性腎臓病（CKD）についても糖尿病対策に加え、取り組んでいく必要があります。
- 区民の死亡原因の第1位であるがんの年齢調整死亡率⁵は国よりも高く、各種がん検診の受診率も国の目指す60%を達成していません。特に胃がん、乳がん検診の受診率が低い状況であり、がんの予防、早期発見、早期治療に向けて取組を進める必要があります。また、40歳未満の若年がん患者のための在宅療養支援の制度がなく、仕組みを整える必要があります。
- 区民の喫煙率は減少傾向にあるものの、全体で11.8%（男性16.9%、女性8.3%。令和5年度調査）となっています。たばこは、肺がん等の発症率を高めるなど、個人の健康に影響を及ぼすおそれがあるほか、受動喫煙による健康被害も心配されています。
- 区民のかかりつけ歯科医⁶を決めている割合は、70.5%（令和5年度調査）です。生涯にわたって歯と口の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健診を受け、むし歯や歯周病を予防する必要があります。

2 施策の方向性

- **若年者の健康づくり** 20～30歳代の若年者が受診しやすい健診体制を整備し、健診受診を契機として自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、代表的な生活習慣病である糖尿病と慢性腎臓病について、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組みます。
- **がん対策の総合的な推進** がんによる早すぎる死を減少させるため、がん検診を受けやすい体制を整備し、受診促進を図ります。また、がん検診の精度を向上させるため、科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、がん検診精度管理委員会において、検診を実施する中で確認された課題について議論し、解決を図ります。さらに、がんに関する正しい知識啓発や相談体制、若年がん患者への在宅療養支援の充実など、がん対策を総合的に推進します。

⁵ 年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率

⁶ 安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯にわたる口腔機能の維持・向上を目指し、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師

- **喫煙対策** たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図るとともに、望まない受動喫煙を防止し、非喫煙者と喫煙者が共に住みよい環境づくりを進めます。たばこをやめたい喫煙者に対しては、禁煙治療費の助成を行うなど、喫煙者の立場に寄り添った支援を実施します。
- **歯と口の健康づくり** 区民が、かかりつけ歯科医を持ち、定期的を受診することの意義について理解し、歯と口の健康を守る習慣を定着させるための対策を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
健康診断や人間ドッグなどを年に1回は受診している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	79.1	79.6	80.0
たばこを習慣的に吸っている区民の割合 (%) (葛飾区特定健康診査)	23.1	16.6	12.2

4 計画事業

かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進		健康推進課			
<p>糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議や予防推進医療者講習会を開催し、医療関係者の糖尿病・慢性腎臓病（CKD）診療の標準化や連携体制の強化を図ります。</p> <p>糖尿病・慢性腎臓病に関する正しい知識を普及啓発するとともに、区特定健康診査及び健康づくり健康診査の結果から、糖尿病・慢性腎臓病の未治療者及び治療中断者に対して受診を促す重症化予防事業を実施します。</p> <p>また、食事から摂るエネルギーや栄養素が適切かどうかを調べる食習慣調査を実施し、食習慣分析結果を提供することで、食習慣を見直すきっかけを作るとともに、食事内容を改善するサポート体制を整えます。</p>					

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議	運営	運営	運営	運営	—
2	予防推進医療者講習会（回）					
	①糖尿病	2	2	2	2	8
	②慢性腎臓病（CKD）	1	1	1	1	4
3	糖尿病・慢性腎臓病治療放置者・治療中断者受診勧奨	検討	実施	実施	実施	—
4	食習慣調査	実施	実施	実施	実施	—
5	慢性腎臓病（CKD）にかかる医療機関との連携	検討・実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		7,140	10,634	10,634	10,634	39,042

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 （4年度）
1	国保加入者のうち血糖コントロールが不良な区民の割合 (%)	5.32	5.27	5.22	5.17	5.42
2	国保加入者のうち腎機能の低下が疑われる区民の割合 (%)	18.60	18.54	18.48	18.42	18.60

出典等： 1 特定健康診査の結果、HbA1c（NGSP値）が7.0%以上の区民の割合 2 特定健康診査の結果、eGFR値が60未満の区民の割合

がん対策の総合的な推進

健康推進課

がんの予防に関する教育や普及啓発を進めるとともに、科学的根拠に基づくがん検診を推進します。
 また、がん検診未受診者への勧奨方法やPR方法を工夫し、がん検診の受診率向上を図るほか、がん患者の社会参加の支援や相談窓口につながる仕組みづくりを進めます。
 さらに、マンモグラフィ乳房X線撮影装置購入費を補助することで、実施医療機関を拡大するほか、40歳未満の若年のがん患者に対する在宅療養支援制度を新設します。

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 受動喫煙対策(普及啓発)	実施	実施	実施	実施	-
2 受動喫煙対策(禁煙支援)	実施	見直し・検証	実施	実施	-
3 がん教育支援の推進	見直し・実施	実施	実施	見直し・実施	-
4 がん検診精度管理委員会	運営	運営	運営	運営	-
5 受診率向上に向けた取組(乳がん、子宮頸がん検診)	検証・実施	実施	実施	実施	-
6 読影のDX化(肺がん検診)	導入・実施	実施	実施	実施	-
7 がん患者の社会参加支援・相談体制の充実など	拡充	実施	実施	実施	-
8 若年がん患者の在宅療養支援	実施	実施	実施	実施	-
事業費(千円)	603,344	688,056	688,056	688,056	2,667,512

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 肺がん検診精密検査受診率(%)	82.3	83.6	84.9	86.2	79.7
2 乳がん検診受診率(%)	22.0	24.0	26.0	28.0	17.8

出典等： 1 精密検査受診者数/要精密検査者数×100 2 受診者数/対象者数×100

政策3 医療

必要な時に必要な医療を受けられるようにします

1 政策目的

疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療を受けられるようにします。

2 政策の方向性

- 地域の医療環境を充実させるため、患者等と医療機関との信頼関係の構築を図り、質の高い医療サービスを確保していくとともに、かかりつけ薬剤師制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療に関する普及啓発に取り組むとともに、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります。

3 施策の体系

政策3 医療	
<p>施策1 医療サービスの確保 地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します</p>	
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>骨髄移植ドナー支援 歯科医療連携推進事業 ねたきり高齢者歯科診療 障害児・者歯科診療 看護師等養成事業費助成 休日・土曜応急診療事業(固定診療所) 休日応急診療事業(輪番制)委託 小児初期救急平日夜間診療事業委託 地域医療保健衛生従事者表彰事務 心身障害者医療費助成 公害健康被害補償事業 大気汚染障害者認定審査会事務 難病等医療費助成 東京都夜間休日連絡通報受理業務委託 結核患者の治療成功率向上事業 患者相談窓口の運営 薬事衛生普及・啓発 医務許認可事務・監視指導 薬事衛生許認可事務・監視指導 原爆被爆者援護</p>	
<p>施策2 在宅医療の推進 医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします</p>	
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>ぜん息教室 ぜん息児水泳教室 音楽訓練教室 公害認定患者家庭療養指導事業 在宅医療の推進 在宅難病患者一時入院 難病医療相談 難病患者・家族支援 難病対策地域協議会 難病患者訪問相談・指導 難病リハビリ教室 在宅重症心身障害児(者)訪問 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難病患者福祉手当 小児慢性特定疾病医療費負担事業</p>	



施策1 医療サービスの確保

地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、休日や夜間等に医療が必要となった方へ応急診療を提供するため、医師会等と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設しています。
- 区では、医療に関する相談・苦情を受け付ける患者相談窓口を設置しており、令和4年度の利用者数は488件と医療に対する関心の高さがうかがえます。今後も、患者等と医療機関との相互理解や、医療の質の向上を図る必要があります。
- 区では、薬剤師会研修会での情報提供や薬局等での資格者の確認及び偽造医薬品対策等に加え、インターネット販売の監視強化に取り組んでおり、令和4年度の薬局等の法令適合率は99.5%と高い率を示しています。

2 施策の方向性

- **質の高い医療体制の確保** 今後も関係機関との連携を強化し、質の高い医療を地域で安定的に受けられる体制を確保します。また、医療の質を向上するため、区内の医療機関に対し、法令改正等に関する周知徹底を図ります。さらに、医療関係施設の衛生的な環境を確保するため、立入検査を実施します。
- **医療安全の促進** 医療相談を受ける患者相談窓口寄せられた情報を関係団体や医療機関と共有していくことで、患者等と医療機関との相互理解を推進する取組を拡充していきます。
- **医薬品の適正使用の促進** 医薬品の事故防止や適正使用を促進するため、薬局等の店舗やインターネット上での医薬品販売に対する監視体制を強化します。
- **かかりつけ薬剤師制度等の普及促進** かかりつけ薬剤師¹制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図り、医師と共に地域の薬剤師が医療や健康に関する相談役として区民の健康へ貢献できるよう支援します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	71.0	76.4	78.8
必要な時に、必要とする医療を受けている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	86.5	88.9	89.3

¹ 薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者や生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師



施策2 在宅医療の推進

医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進展によって、在宅で医療を受ける区民が増加しています。
- 区では、在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、かかりつけ医と入院医療機関の連携や在宅療養に関する相談窓口を設置するとともに、在宅療養に対する区民への普及啓発に取り組んでいます。
- 区では、医師会協力のもと、在宅療養者が病院での治療が必要になった時、区内の病院が持っている病院救急車で、医療機関へ搬送する在宅療養患者・高齢者搬送支援事業を実施しています。また、医療機関や介護サービス事業者等との会議を開催し、連携のための課題抽出や検討を行っています。
- 今後も引き続き、区民が質の高い医療を地域で安定的に受けられるよう、医療と介護の関係者の更なる連携が求められます。また、既存の在宅療養患者向けサービスの質の充実や区民への普及啓発の取組を推進していく必要があります。

2 施策の方向性

- **在宅医療の周知** 区民が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、在宅療養ガイドブックを配布するとともに、区内の地区ごとに在宅療養に携わる専門職を招いてセミナーを開催することで、在宅療養の仕組みや利用方法について周知します。
- **情報共有の充実** 地域の中で、区民がより質の高い医療を安定的に受けられるようにするため、医療、介護、福祉など、様々な分野の専門職や関係者が話し合える場づくりを進めて情報共有の充実を図ることで、医療と介護の顔が見える環境整備を進めます。
- **24時間体制の推進** 24時間安心して在宅療養を行えるようにするため、医師会等と協働し、休日や夜間に在宅療養患者やその家族から急な相談や往診依頼があった際も対応できる体制の構築を検討していきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
国保・後期高齢者医療被保険者の病院・診療所による在宅看取りの割合(%) ※ (東京都国民健康保険団体連合会)	19.42	25.06	30.37

※国保・後期高齢者医療被保険者(65歳以上)の病院・診療所による在宅看取り件数÷人口動態統計における区民死亡者数(65歳以上)×100

政策4 衛生

衛生的で快適な生活を送れるようにします

1 政策目的

食品の安全体制を確立するとともに、医療提供体制の整備や感染症の予防と拡大防止に向けた対策を講じ、衛生的で安全な生活を送れるようにします。

2 政策の方向性

- 感染症の予防と感染拡大を防ぐため、発生状況や対処方法について情報提供や普及啓発を行うとともに、新興感染症の発生に備え、医療機関等の体制整備、衛生用品の備蓄、区の体制強化を進めます。
- 食品の安全・安心の確保に向けて、事業者の衛生管理を支援するとともに、食中毒等の健康被害に対する危機管理を促進します。
- 衛生的で快適な環境を整えるため、各種営業施設の衛生の確保や民泊の適正管理、ペットの飼養に関するマナーの向上、飼い主のいない猫の適正管理などを促進します。

3 施策の体系

政策4 衛生	
施策1 感染症対策	
感染症の予防と感染拡大を防ぎます	
【計画事業】感染症対策の強化	
(計画事業以外の事務事業)	
ウイルス肝炎検査事業	
公害認定患者インフルエンザ予防接種費支給	
結核予防事業 結核医療公費負担事業 エイズ・性感染症対策	
子どもの予防接種事業 高齢者の予防接種事業 感染症予防対策	
施策2 食品衛生	
食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	
(計画事業以外の事務事業)	
食品衛生普及・啓発 食品衛生許認可事務・監視指導 食品衛生協会助成	
施策3 環境衛生	
衛生的で快適な環境を整えます	
(計画事業以外の事務事業)	
環境衛生普及・啓発 動物適正飼養推進	
環境衛生許認可事務・監視指導 狂犬病予防事業	

施策1 感染症対策



感染症の予防と感染拡大を防ぎます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 世界では、エボラウイルス病、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱が発生するなど、感染症の脅威が高まっています。また、近年の日本人の海外渡航や訪日客の増加とともに、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応では、度重なる感染者の急増・拡大に伴い疫学調査や健康観察等の増大による保健所業務のひっ迫や人員不足など、様々な課題に直面しました。これらの課題については、医師会をはじめとした各関係機関との連携・協力と同時に、BCPを発動して全庁を挙げた応援体制の構築と外部人材の活用等により対応しました。
- 一方、国は新たな感染症に備えて感染症法、地域保健法及び同基本指針を改正し、保健所設置自治体に対して平時から業務の重点化や絞り込み、人員体制や応援職員の受援計画などを定めるよう健康危機対処計画の策定を規定しました。令和5年度に医師会や感染症診療協力医療機関などを構成員とした感染症対策協議会を設置し、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた課題の整理、取りまとめを行い、新たな感染症にも対応しうる感染症予防計画を策定する予定です。
- 新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で発生し、大きな健康被害をもたらす、生活や経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。この度の新型コロナウイルスの対応を踏まえて、計画を改定し、区の体制を更に強化していく必要があります。
- 近年、区の結核患者発生数は減少傾向にあるものの、高蔓延国からの訪日外国人の増加やコロナ禍での受診控えの解消などによる今後の発生数の変化を注視していくとともに、結核をはじめとする感染症の拡大予防やまん延防止を継続的に推進する必要があります。

2 施策の方向性

- **感染症対策の推進** 感染症の感染予防・まん延の防止を総合的に推進するために、国内外で発生する感染症について、区民や医療機関をはじめ、保育園、学校、障害者・介護施設等に対し、感染症発生状況をはじめ、予防や対処方法の情報提供をするなど、普及啓発活動を推進します。また、関係機関と連携して、高齢者や障害者、区内に滞在する外国人など情報が届きにくい方への対応を図ることで感染症対策を強化します。
- **新興感染症への対応** 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、医療機関等との連携体制を強化するとともに、新型インフルエンザ等の予防接種の実施、マスクや消毒薬などの衛生用品の備蓄・管理体制の整備を推進することで、区の体制強化を図ります。
- **結核への対応** 結核の早期発見・早期治療を図るため、医療機関と連携した体制を整備します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
感染症予防のための行動に取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	98.1	97.8	97.8
結核罹患率(人口10万対) (新規登録患者数/人口×10万・保健予防課)	9.7	12.5	10.0

4 計画事業

感染症対策の強化	保健予防課
<p>国内で発生しうる様々な感染症や新興感染症に対応するために関係機関と連携し、感染症対策を強化するとともに新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた業務体制の確立を目指します。また、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時期の流行による医療負担を軽減し、インフルエンザによる重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種の費用助成を行います。さらに、様々な感染症等のまん延を防止するため、予防接種を受けやすい体制整備を進めます。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	予防計画に基づく訓練	一部実施	実施	実施	実施	—
2	健康危機対処計画に基づく備蓄	一部実施	一部実施	実施	実施	—
3	感染症等の予防に関する普及啓発及び感染拡大防止についての社会福祉施設等に対する研修	実施	実施	実施	実施	—
4	子どものインフルエンザの予防接種の費用助成	実施	実施	実施	実施	—
事業費(千円)		700,228	692,870	692,870	692,870	2,778,838

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	訓練の参加者数(人)	50	100	100	100	—

出典等： 1 予防計画に基づく訓練の参加者数

施策2 食品衛生



食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、食に関わるスタイルやニーズが多様化し、輸入食品の増大や新開発食品、遺伝子組み換え食品など、食に関わる環境が目まぐるしく変化する中、食に関する多くの相談や苦情が寄せられています。
- 区では、食品関係事業者への監視、食品収去検査、実務講習会等の監視指導・普及啓発を適切に行い、食品の安全・安心の確保に向けた事業者の自主的な衛生管理について、食品衛生協会との連携により推進しています。
- 食品衛生法等により、原則として全ての食品等事業者は、HACCP（ハサップ）¹に沿った衛生管理に取り組むことが求められています。

2 施策の方向性

- **相談体制の充実** 食に関する不安を解消するため、「食の安全・安心についての意見交換会」の実施や食品への疑問等について、速やかに相談を受けられる体制を充実させます。
- **HACCPの普及** 食品等事業者にとって、必須かつ有効な食品の衛生管理手法として、HACCPの着実な普及に向けて必要な支援・指導に取り組みます。特に、中小零細や高齢等でHACCPの実施が困難な食品等事業者を対象に、HACCPに対する理解促進と手法の導入に向けた支援を充実させます。
- **健康危機管理の促進** 食中毒等の健康被害を探知した際には、区民の健康を守るため、迅速適切に、食品検査、施設検査、検便検査、患者面談等を実施し、健康危機管理を促進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
食品等の収去検査適合率 (%) (適合数/総検査数×100・生活衛生課)	97.7	98.1	98.5

¹ 「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去・低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法



施策 3 環境衛生

衛生的で快適な環境を整えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区が実施する理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係営業施設への衛生指導や、営業施設における利用者の衛生観念の向上等により、平成25年度以降、保健所が実施する化学的検査適合率は、90%以上の高い水準を維持しています。
- 公衆浴場をはじめとする営業施設の中には、営業者の高齢化や経営状況の悪化等の理由により、設備の老朽化が進んでいる施設があります。今後、こうした営業施設が設備改善を図りながら良好な衛生環境を維持できるようにしていく必要があります。
- 区では、旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく、小規模な宿泊施設が増加しています。今後も、事業者に対して施設を適正に管理するための指導を継続する必要があります。
- 散歩中の飼い犬の排泄物を放置する飼い主が依然として多いほか、飼い主のいない猫にえさを与えるだけで不妊・去勢手術やトイレの設置をしない人も多く、苦情が絶えない状況にあります。

2 施策の方向性

- **衛生監視・指導の実施** 環境衛生関係法令に基づき、環境衛生関係営業施設の衛生監視・指導を実施します。
- **衛生に関する相談支援の強化** 設備の老朽化や営業者の高齢化が進む営業施設に対し、衛生を維持しながら営業できるよう、衛生確保に関する情報提供を的確に行うとともに、相談支援体制を強化します。
- **宿泊施設の適正管理の促進** 事業者に対して施設を適正に管理するための指導を継続し、旅館業及び住宅宿泊事業（民泊）の適正な実施運営が図られるようにします。
- **動物の適正飼養の促進** 犬や猫などの飼養者に対して、動物の適正な飼養に関する普及啓発を行い、排泄物の放置防止を含めたマナーの向上を図ります。また、飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術を推進することで増加を抑制するとともに、地域住民との協働による適正管理に向けて引き続き協議し、人と動物が共に住みよいまちを目指します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
環境衛生関係営業施設の検査適合率 (%) (適合数/総検査数×100・生活衛生課)	97.2	93.2	93.6

政策 5 地域福祉・低所得者支援

住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らせるようにします

1 政策目的

- 地域で支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるようにします。
- 生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるようにします。
- 経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し、自立した大人に成長できるようにします。

2 政策の方向性

- 誰もが地域で安心して生活できるよう、見守りや支援が必要な方を適切なサービスにつなぐとともに、地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進し、家族・地域をまるごと支える仕組みを構築します。
- 福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉人材の確保・定着支援や福祉サービス第三者評価の受審促進を図るとともに、成年後見制度[※]の活用を促進し、区民の権利と利益を保護します。
- 生活に困窮する区民が自立した生活を送れるよう、生活困窮者やひとり親世帯への就労や生活を支援するとともに、子どもの学習支援や進学に向けた支援に取り組みます。

3 施策の体系

政策5 地域福祉・低所得者支援	
施策1 地域福祉の推進	支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります
	【計画事業】 暮らしのまるごと相談事業
(計画事業以外の事務事業)	かつしかあんしんネットワーク事業 生活支援体制整備事業 民生委員関係事務 社会福祉協議会助成 行旅病人及び死亡人取扱事務 原爆被爆者見舞金支給
施策2 福祉サービス利用者支援	福祉サービスを安心して利用できるようにします
	【計画事業】 高齢者福祉施設の運営基盤の強化
	【計画事業】 成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実
(計画事業以外の事務事業)	介護相談員事業 福祉サービス苦情調整委員 福祉サービス第三者評価事業推進 社会福祉法人認可・指導監査事務
施策3 生活困窮者支援	生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします
	【計画事業】 生活困窮者自立支援事業
(計画事業以外の事務事業)	中小企業勤労者生活資金融資事業 母子及び父子福祉資金貸付 生活保護 中国残留邦人等支援 福祉事務所運営 受験生チャレンジ支援貸付事業 火災等り災者見舞金支給 ひとり親家庭自立支援（就労支援） ひとり親家庭自立支援（給付金） 入院助産 母子及び父子福祉応急小口資金貸付

施策1 地域福祉の推進



支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくりま

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、区、民生委員・児童委員、関係機関による協力の下、地域全体で見守り・支える地域包括ケアシステムを推進するとともに、生活支援体制整備事業¹や小地域福祉活動²により、住民同士が地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。
- 近年、公的なサービスでは補えない、簡単な身の回りの世話や外出の付き添いなどの需要が高まっています。地域の課題やニーズを分析・把握し、住民が主体となって行う新たなサービスの創出や人材の育成を行う必要があります。
- 現在、相談者が抱える問題は多様化し、支援内容も複雑化しています。年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら支援していくため、令和5年4月から「くらしのまると相談課」を新設し、包括的な支援を実施しています。

2 施策の方向性

- **包括的相談支援** ヤングケアラー^参やダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題を福祉等の専門職がまると受け止め、寄り添いながら状況を把握し、解決方法を一緒に考えながら支援していきます。
- **アウトリーチ等による相談・支援** 潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、アウトリーチ^参（訪問支援）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。
- **伴走支援** すぐに解決が困難な複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、寄り添いながら現状を把握し、継続的な関わりを実施します。
- **多機関協働の推進** くらしのまると相談窓口での相談や、支援関係機関等で把握した相談のうち、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、支援会議（社会福祉法第106条の6）等の仕組みを活用して、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行い、チームで世帯を支援します。
- **地域参加支援** 本人・世帯のニーズや抱える課題を把握したうえで、必要に応じて、地域のボランティア団体等の活動への参加について調整し、参加支援を行います。
- **新たな課題への対応** 支援会議等におけるケース検討や連携の事例から抽出した、既存の支援策で対応できない課題等について、新たな支援策や既存の支援策の拡張等の対応を検討します。
- **地域づくりに向けた支援** 包括的相談支援や、アウトリーチ（訪問支援）、地域参加支援

¹ 地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域の高齢者と必要なサービスを結び付けるための取組

² 身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の住民がそれぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考え、取り組んでいく地域活動。本区では葛飾区社会福祉協議会が推進している。

を実施する中で、地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的に地域づくりに向けた支援について検討を行います。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	40.8	41.6	42.4

4 計画事業

くらしのまるごと相談事業	くらしのまるごと相談課
<p>高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止めるくらしのまるごと相談窓口の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。</p> <p>さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討しています。</p> <p>本事業については、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業としての実施も図ります。</p>	

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	くらしのまるごと相談窓口新規相談件数 (件)	1,800	1,860	1,920	1,980	7,560
2	アウトリーチ個別支援及び参加支援等のための訪問実施件数 (件)	416	428	440	452	1,736
3	支援会議の実施件数 (件)	30	36	42	48	156
4	重層的支援体制整備事業実施計画の推進	実施	実施	実施	実施	-
事業費 (千円)		1,230	634	634	634	3,132

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合 (%)	41.2	41.4	41.6	41.8	40.8

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

※ 前期実施計画名：包括的な支援体制の整備

施策2 福祉サービス利用者支援



福祉サービスを安心して利用できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 福祉人材の確保は全国的な課題になっています。そのため区では、合同就職相談会や、職員を対象とした資格取得の助成、スキルアップ研修を実施しています。今後も、区民に良質かつ適切なサービスを提供できるよう、福祉人材の確保・育成の取組を強化する必要があります。
- 福祉サービスの利用を検討している区民に向けて、区の窓口やホームページ等で福祉サービス第三者評価³の評価結果の情報を提供しています。近年、福祉サービス第三者評価を受審した区内の事業所の数は増加傾向で推移しており、今後も受審実績のない事業所を中心として、受審促進を図る必要があります。
- 福祉サービスが多様化する中で、利用者からの苦情も更に多様化、複雑化することが予想されます。今後も、福祉サービス苦情調整委員制度⁴を活用し、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。
- 近年、区における成年後見制度⁵の利用者数は増加傾向にありますが、判断能力が著しく低下した段階にならないと、制度が利用されていないなどの課題があります。

2 施策の方向性

- **福祉人材の確保・定着** 福祉人材の確保・定着を図るため、各事業所のICT⁶化を促進するなど、従事者の負担軽減や職場環境の向上を図り、働きやすい環境づくりを進めます。また、外国人介護職員を含む職員の雇用や育成にかかる支援、管理者・責任者向けに人材の定着に必要な支援を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
- **福祉サービス第三者評価の受審促進** 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行います。また、事業者に対して積極的な働きかけを行い、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- **福祉サービス苦情調整委員制度の活用促進** 福祉サービス苦情調整委員制度の認知度を更に高め、活用を促進することで、区民が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えます。
- **成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実** 加齢や疾病等による認知機能の低下、障害等により判断能力が不十分な方に対し、中核機関の役割を担う成年後見センターを中心に区の関連部署や専門機関が連携し、成年後見制度の利用を促進していきます。また、今後は、身寄りのない高齢者へのサポートなど、成年後見制度以外の権利擁護支援についても取り組んでいきます。

³ 第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価するもの

⁴ 弁護士や大学教授等の有識者が公正・中立な立場で、区民の苦情の申立てを適切かつ迅速に処理することにより、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図るもの。また、施設ごとに、苦情相談窓口が設けられており、区が行っている指導監査の際に、苦情処理等の状況を点検している。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区内の福祉サービス提供事業所で第三者評価を受 審した事業所数(事業所) (とうきょう福祉ナビゲーション)	134	154	170
成年後見制度の利用者数(人) (東京家庭裁判所の統計に基づく概数)	785	885	985

4 計画事業

高齢者福祉施設の運営基盤の強化

介護保険課

高齢者や障害者が必要なサービスを利用して住み慣れたまちで安心して生活が送れるように、ハローワーク等と連携した合同就職相談会や生活介護員の養成研修等を実施するとともに、職員のキャリアアップ等を目的とした資格取得費用の助成やスキルアップ研修、福祉職員の負担を軽減するICT化促進に必要な費用の助成等を実施することで、福祉人材の確保、定着、育成を支援しています。

今後も、各サービス事業者が自らの判断と責任で福祉職員の確保、育成に取り組んでいけるよう事業者の運営基盤を強化します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	事業所運営基盤の支援強化					
	①ICT化促進支援等事業所件数（件）	18	18	18	18	72
	②地域密着型事業所向け家賃助成戸数（戸）	30	30	30	40	130
2	介護人材への支援強化					
	①介護人材スキルアップ研修受講者数（人）	360	360	360	360	1,440
	②介護人材キャリアアップ助成申込者数（人）	72	72	72	72	288
	③介護人材生活介護員研修受講者数（人）	120	120	120	120	480
	④外国人雇用に関する助成件数（件）	63	63	63	63	252
3	福祉人材雇用促進					
	①「福祉のしごと大発見」参加者数（人）	125	125	125	150	525
	②「福祉のしごと大発見」による就業者数（人）	25	25	25	30	105
4	介護人材確保調査実施回数（回）	1	1	1	1	4
事業費（千円）		63,802	63,802	63,802	63,802	255,208

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 （4年度）
1	区内介護事業所での就業継続意向（%）	46.3	46.8	47.3	47.8	45.3
2	介護人材雇用促進事業「福祉のしごと大発見」による就業者の割合	5.6	5.8	6.0	6.2	5.2

出典等： 1 葛飾区第8期介護保険事業計画

※ 前期実施計画名：福祉人材の確保・定着支援

成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実

福祉管理課
高齢者支援課
障害福祉課

加齢や疾病等による認知機能の低下、障害等により判断能力が不十分な方に対し、本人の意思を尊重した意思決定支援を進めるため、中核機関の役割を担う成年後見センターを中心に区の関連部署や専門機関が連携し、本人の状況に即した支援を行います。

また、後見の担い手を増やすために、身近な地域の支援者である市民後見人の育成を進めるとともに、地域団体等の活動を支援します。

さらに、成年後見制度の利用を促進するため、幅広く相談を受け付ける相談窓口の充実に取り組むとともに、申立費用や後見人等に対する報酬を助成します。

今後は、これらの取組に加え、身寄りのない高齢者を対象に、家族や親族に代わって、入院・入所の際の身元保証や日常生活支援、死後事務の対応等に関する支援を実施していきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	中核機関の相談件数（件）	735	793	856	924	3,308
2	検討支援会議における申立等の支援件数（件）	34	35	36	37	142
3	区長申立て件数(件)	99	109	119	129	456
4	後見人等報酬助成件数（件）	72	82	92	102	348
5	訪問援助事業の契約者数(件)	101	111	121	131	464
6	やすらぎ安心サポート事業の相談件数(件)	168	173	178	183	702
事業費（千円）		105,596	106,830	111,228	112,286	435,940

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	成年後見制度の利用者数（人）	835	860	885	910	785
2	やすらぎ安心サポート事業の契約者数(人)	5	10	15	20	—

出典等： 1 東京家庭裁判所の統計に基づく概数

※ 前期実施計画名：成年後見事業の推進

施策3 生活困窮者支援



生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係等、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談件数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に増加した後、減少傾向にありますが、今後も、専門的な知識を有する自立支援相談員がきめ細かな対応に取り組むことにより、早期の自立を促進する必要があります。
- 今後、心身の障害、地域社会からの孤立、ひきこもりなどの事情により、就労経験・社会経験が乏しく就労が容易でない方の存在が一層顕在化すると予想されます。このような方に対し、関係機関と連携して支援体制の強化を図る必要があります。
- 区では、従来の公共職業安定所や就労専門員による支援に加え、専門性の高い事業者による就労に向けた動機付けの支援をした結果、生活保護を廃止した世帯のうち、就労を理由とする廃止の割合が増加しています。今後も、生活保護受給者の自立を助長する必要があります。
- 令和4年度東京都福祉保健基礎調査によると、東京都におけるひとり親世帯のうち、年間収入が200万円未満の世帯割合は、母子世帯では30.5%、父子世帯では2.6%です。ひとり親家庭が自立し経済的に安定した生活を送れるよう、関係機関が連携して様々な支援策を実施する必要があります。
- 区では、子どもの学習支援事業を区立中学校全24校で実施しています。今後も、様々な要因から学習の定着に課題のある子どもたちの学習意欲や基礎学力の向上を図り、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることが求められています。

2 施策の方向性

- **重層的なセーフティネットによる支援** 生活保護に至る前段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度と、適正な生活保護制度の重層的なセーフティネット体制により、生活困窮者を支援します。
- **生活困窮者の自立促進** 生活困窮者の早期の自立を促進するため、一人一人の生活困窮者の課題に寄り添い、就労支援や家計改善をはじめとした包括的・計画的な支援を実施します。
- **訪問支援** 自ら生活困窮者自立相談支援窓口に出向くことが難しい方には、アウトリーチ（訪問支援）^参を実施します。また、特別な事情を抱える方には、関係機関と連携し、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるよう支援するなど、日常生活や社会生活面での自立を助長します。
- **就労支援** 就労が可能な生活保護受給者については、引き続き一人一人の個性や特性に合わせた就労支援を行います。
- **ひとり親家庭の自立促進** ひとり親家庭が抱える課題と個別のニーズに寄り添い、就労や就職に有利な資格取得、子どもの進学費用の貸付け等の支援を充実させ自立を促進しま

す。

- **学習支援** 教育委員会事務局及び学校と連携しながら、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもや保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
就労支援事業支援者数(人)(生活保護被保護者(その他世帯)の就労支援者数・西生活課・東生活課)	287	320	360
生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数(人)(くらしのまるごと相談課)	11	30	44
ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られたひとり親の世帯(世帯)(子育て応援課)	43	51	59

4 計画事業

生活困窮者自立支援事業	くらしのまるごと相談課
<p>就労の状況、心身の状況、社会との関係性等により、経済的に困窮している方の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで自立の促進を図ります。事業の相談窓口である「自立相談支援窓口」は、「くらしのまるごと相談窓口」内に設置し、くらしのまるごと相談事業と連携しながら、一人一人の状況に応じて地域で自立した生活ができるよう支援します。</p> <p>また、全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力が定着していない生徒を対象に少人数指導による学習支援事業を実施し、対象生徒の学習意欲の向上を図るほか、生活習慣等への助言や進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新規相談件数(件)	1,370	1,380	1,390	1,400	5,540
2	自立支援計画件数(件)	227	229	231	232	919
3	自立支援計画最終件数(件)	182	184	185	186	737
4	就労準備支援計画件数(件)	20	25	30	35	110
5	家計再生計画件数(件)	150	151	152	153	606
6	学習支援事業参加者数(人)	500	500	500	500	2,000
事業費(千円)		183,608	183,608	183,608	183,608	734,432

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	自立支援計画最終者のうち課題の改善が図られた人の割合(%)	94.6	94.7	94.8	94.9	94.1
2	就職・転職・収入増が図られた利用数(人)	200	202	204	206	266

出典等： 1 自立相談支援計画最終者のうち課題の改善が図られた人数／自立支援計画最終者数×100
2 自立相談支援事業を利用して就職・転職・収入増が図られた人数

政策6 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らせるようにします

1 政策目的

高齢者が自分らしくいきいきと過ごせる環境をつくるとともに、介護が必要となっても、地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 高齢者が自分らしく生活できるようにするため、それぞれの生活や心身状態に加え、能力・意欲に応じた就労や自主的な活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。
- 介護予防[※]活動等を行う自主グループに専門職を派遣するなど、効果的・持続的に介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が必要な介護や自立支援を受けて安心して生活できるよう、必要な介護サービスを確保するとともに、認知症の重度化の防止や認知症の理解を深める普及啓発等に取り組みます。

3 施策の体系

政策6 高齢者支援	
施策1 高齢者活動支援	
高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します	
(計画事業以外の事務事業)	
高齢者クラブ助成 高齢者クラブ連合会助成 シルバー人材センター助成 IT・活動情報サロン 地域福祉活動費助成 社会参加セミナー委託 シニア就業支援事業費助成 シルバーカレッジ 生きがい支援講座事業 ゲートボール場維持管理 異世代・地域交流事業 シニア向けパソコン講座等運営委託 シニア活動支援センター維持管理	
施策2 介護予防	
高齢者の介護予防活動への支援を充実させます	
【計画事業】高齢者の介護予防事業	
(計画事業以外の事務事業)	
介護予防・生活支援サービス事業	
施策3 高齢者要介護・自立支援	
高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします	
【計画事業】高齢者介護施設の整備等支援	
【計画事業】認知症事業の充実	
(計画事業以外の事務事業)	
福祉総合窓口受付業務委託 特別永住者給付金事業 家族介護者支援事業 養護老人ホーム措置 特別養護老人ホーム等措置 おむつ支給・使用料助成(高齢者) 出張理美容事業(高齢者) 寝具乾燥消毒委託(高齢者) 長寿慰労事務 くつろぎ入浴事業 高齢者自立支援住宅改修費助成 高齢者住宅設備改修費助成 高齢者虐待防止事業 シルバーカー購入費助成 見守り型緊急通報システム使用料助成(高齢者) 家庭用卓上電磁調理器購入費助成 補聴器購入費助成(高齢者) 地域包括支援センター運営委託 地域包括支援センター事業 配食サービス事業(高齢者) 介護給付適正化推進事業 一般事務(介護保険) 生計困難者等利用者負担額軽減 介護認定審査会運営 介護認定調査 保険給付(介護保険) 高額介護サービス費等貸付金 家族介護慰労金支給 特別養護老人ホーム等大規模改修費助成 介護予防普及啓発案内作成等委託	



施策1 高齢者活動支援

高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、令和7年頃には25%に上昇すると予測されています。区では、高齢者が豊富な経験や知識を活かしつつ、就業や社会貢献活動などへの参加を通して、地域の中でいきいきと過ごせる環境づくりを進めています。
- 区では、これまでに高齢者クラブ¹やシルバー人材センター²への支援や、高齢者の就労支援のためのワークスかつしかの設置、社会参加セミナーやシルバーカレッジ、生きがい支援講座事業等を実施してきました。
- 東京都の調査では、高齢者における地域活動等への参加希望は約8割あるものの、実際の社会参加は約5割と、高齢者の社会参加の意欲が実際の活動に結びついていない状況となっています。社会参加しない理由として、「きっかけがない」、「興味がある活動がない」、「仲間がない」、「活動の情報がない」が挙げられています。
- 高齢者が気軽に、そして積極的に地域活動に参加していただくために、区では、地域の就労的活動、ボランティア、自己啓発・趣味活動など様々な活動に関する情報を集約し、具体的な活動への参加が定まっていない高齢者に対して一元的に情報提供できる体制づくりに向けて、検討を行っていく必要があります。
- 近年、シルバー人材センターの会員数は横ばい、高齢者クラブの会員数は減少傾向で推移しています。今後更に高齢者人口が増加すると見込まれる中、自分らしく活動したいと考える高齢者がそれぞれの生活や心身状態に加え、能力や意欲に応じて活動できるように、高齢者個人や自主的に活動する団体等への支援を強化する必要があります。

2 施策の方向性

- **社会参加の促進** 人生100年時代の到来を見据え、先進的な生きがい活動事例等の情報を収集し、高齢者の社会参加を一層促進するための環境を整備します。
- **就労・活動の支援** 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、個々の希望に応じた情報提供等を行い、高齢者の就労や自主的な活動を支援します。また、窓口における案内等を通して、自主的に活動する団体等のPRに努めるなど、高齢者の就労や自主的な活動³が持続するように支援します。

¹ 概ね60歳以上の方が集まって社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っている団体。令和5年3月31日現在、135団体、加入率5.8%（休会3団体を除く）

² 区内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、生きがいづくり、社会参加、健康維持などのため、臨時的・短期的な仕事を提供する団体。令和5年5月31日現在、会員数は2,899人、就業率は約67%

³ 地域住民の有志によって、健康づくりや趣味等の活動を行うこと。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
60歳以上の区民のうち、就労や自主的な活動の場を持っている人の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	49.7	50.5	51.3

施策2 介護予防



高齢者の介護予防活動への支援を充実させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者の身体機能の維持や認知症予防等を目的とした様々なプログラムを提供するとともに、区内各所で通所型住民主体サービス⁴が展開されています。また、区民の継続的な介護予防^参を促進するため、自主グループ等を支援するとともに、フィットネスクラブと協働し、運動のきっかけづくりを支援しています。
- 近年、高齢者が様々な介護予防活動に取り組む一方、リーダーの高齢化や新規加入者の減少等により、自主グループの活動そのものが困難になるなど、活動の継続に支障を来す事態が生じています。そのため、地域の自主グループが持続的に活動できるように支援するとともに、これから65歳を迎える方の参加を促す必要があります。
- 外出に不安を感じている方や男性は、自主グループへの参加が少ない傾向があり、体を動かす機会が減少し、フレイル^参（虚弱）状態に陥る可能性が高くなります。今後は一人でも参加しやすい講座や、元気な高齢者だけではなくフレイルが懸念される方を対象とした事業の実施を検討する必要があります。
- 高齢者の活動は、介護予防や社会参加に加えて就労的活動など、様々な活躍の場があります。特に昨今の「人生100年時代」という潮流から、区民の健康長寿への関心も高まっています。

2 施策の方向性

- **健康づくり支援やスポーツ活動との連携** 各部が実施する健康施策との連携・協働を更に推し進めて、高齢者が生涯にわたって健康にいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。
- **介護予防の担い手養成** 地域における介護予防の担い手となるリーダーを養成し、自主グループが持続的に活動できるよう支援する体制を整えます。また、新たに65歳を迎える方の参加を増やすため、介護予防活動や各地域における自主グループ活動の情報を集約し発信するなど、継続的な周知に取り組みます。
- **介護予防活動の推進** 保健師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の専門職を地域の自主グループに派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を推進し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。また、自主グループ活動への参加者は女性よりも男性が少ない傾向となっています。男性一人でも比較的参加しやすい「ラジオ体操」などをきっかけにして、関係団体やスポーツ事業と連携していきます。
- **介護予防活動継続への支援** 高齢者の様々なニーズに対応するため、高齢者が活動を自ら選択できる体制の構築や情報提供の充実を目指します。

⁴ 地域の自主グループやNPO法人等が実施する介護予防活動を通して、高齢者が交流できる通いの場である「高齢者等サロン」と、高齢者の介護予防・重度化防止のために、介護サービス事業者等が実施する医療・介護の専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービスである「ミニ・デイサービス」の2つがある。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	56.9	57.7	58.5
要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の区民の割合(%) (地域包括ケア担当課・介護保険課)	79.3	80.9	82.5

4 計画事業

高齢者の介護予防事業	地域包括ケア担当課
<p>人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごすには、健康な状態をより長く維持できる対策を講じるとともに、希望に応じて地域で活躍できる環境を整えることが重要です。これまでの高齢者の介護予防事業は、体を動かす自主グループなどが実施する様々な介護予防活動を中心に展開してきました。</p> <p>また、令和3年度からは、介護予防活動の場に、保健師、管理栄養士等の専門職を派遣し、保健事業の視点を取り入れ関係部署と連携し、高齢者の介護予防、健康づくり及びスポーツ活動を支える体制を構築しています。</p> <p>今後はこれらの取組に加え、社会参加や生きがいにも重点を置き、活動意欲のある高齢者に対して、要望を受け止め希望する活動に結び付く支援を進めていきます。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	75歳以上の高齢者のうち、低栄養が懸念される方で、初回面接を行った人数(人)	198	206	213	221	838
2	介護予防活動に参加した延べ人数(人)	46,250	46,250	47,500	47,500	187,500
3	社会参加活動又は介護予防活動につなげた件数(件)	150	160	170	180	660
4	介護予防・健康長寿講座への専門職の派遣件数(件)	70	70	77	77	294
事業費(千円)		113,245	113,405	113,210	113,763	453,623

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合(%)	57.3	57.5	57.7	57.9	56.9
2	75歳以上の区民の要介護・要支援認定率(%)	32.3	32.2	32.1	32.0	32.5

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 かつしかの介護保険

施策3 高齢者要介護・自立支援



高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を7つの日常生活圏域ごとに2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。区内における令和4年度の要支援・要介護認定者数は、平成20年度と比べて約1.8倍の23,456人であり、今後更に増加することが見込まれています。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤立死の増加が懸念されています。
- 区の調査⁵結果によると、要介護認定者のうち約7割が、施設入所・入居は検討せず在宅生活を希望しています。区民のニーズを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。
- 令和5年4月1日現在、本区の特別養護老人ホームの整備率⁶は、約24%となっています。また、認知症高齢者グループホームは34施設、（看護）小規模多機能型居宅介護は6施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は3施設が整備されています。今後、要介護高齢者の推移やサービスの利用動向に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- 幅広い世代に対し、認知症に対する正しい理解を普及啓発するため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置、イベントや広報活動に取り組んでいます。今後、認知症高齢者の増加により、介護する家族の経済的・精神的負担が懸念される中、認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていく必要があります。

2 施策の方向性

- **地域ネットワークの強化** 高齢者総合相談センターを中心に、関係機関との連携や地域ネットワークを強化します。また、支援の必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の把握に努め、継続的な見守り等を行います。
- **介護サービスの確保** 必要な介護サービス量を確保するため、各介護サービスの需要を見極め、その結果を介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に適切に反映させます。
- **施設サービスの確保** 特別養護老人ホーム等の高齢者施設については、各施設の利用状況や入所状況等を把握し、施設サービス量を確保していきます。また、老朽化した介護施設の大規模工事に当たっては、代替施設を整備して利用者の住環境と安全面に配慮するとともに、予防保全も含めた改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。
- **認知症への支援** できる限り早期の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげることで、重度化を防いで本人と家族の生活の質を維持し、地域で安心して暮らし続けられるように

⁵ 要介護者の在宅生活の継続や、ご家族等介護者の方の就労継続に有効なサービスの在り方を検討し、今後のより良い施策につなげるための基礎資料とすることを目的として、在宅で生活している要介護1以上の認定を受けている方1,500人（無作為抽出）を対象に実施した「在宅介護実態調査」

⁶ 特別養護老人ホームの定員数を要介護3以上の認定者数で除した率

します。また、幅広い世代が認知症への正しい理解を深められるよう、普及啓発に取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	44.7	48.6	52.2
要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合 (%) (介護保険課)	78.1	78.5	78.9

4 計画事業

高齢者介護施設の整備等支援	福祉管理課
<p>高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、サービスの利用状況や施設の待機等の実態、本人や家族のニーズを捉え、地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の制度周知や、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備支援、既にある特別養護老人ホームにおけるショートステイ床の本床への転用を計画的に進めていくほか、入所困難者の受入促進策を検討します。</p> <p>また、特別養護老人ホーム等の中でも建築年数が古く、設備等の老朽化により施設運営に支障が生じている施設については、入所者の移動を伴う大規模改修が必要であることから代替施設の整備を進め、計画的に改修工事ができるようにしていきます。</p>	

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	特別養護老人ホーム定員数 (人)	2,236	2,249	2,249	2,265	—
2	特別養護老人ホーム大規模改修 (代替施設整備)	基本設計 ・実施設計	建設	建設	供用開始	—
3	(看護) 小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの累計利用者数 (人)	2,700	2,988	3,324	3,656	12,668
4	看護小規模多機能型居宅介護施設の新規施設数 (施設)	—	1	—	—	1
事業費 (千円)		213,500	1,041,151	1,000,000	0	2,254,651

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う人の割合 (%)	46.7	47.7	48.6	49.5	44.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

認知症事業の充実

高齢者支援課

認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症に関する正しい理解を広める「普及啓発」、医療機関との連携を図り認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」の3本柱を基に、地域全体で認知症の方を支える仕組みを含め、認知症の方やその家族を支援していく体制を強化します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	—
2	もの忘れ予防健診延べ受診者数(人)	4,400	4,400	4,400	4,400	17,600
3	おでかけあんしん事業登録件数(件)	1,050	1,150	1,250	1,350	4,800
事業費(千円)		19,503	20,590	20,438	20,970	81,501

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合(%)	46.7	47.7	48.6	49.5	44.7
2	もの忘れ予防健診受診率(%)	10.0	10.1	10.2	10.3	8.3

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 一次健診受診者数/対象者数

政策7 障害者支援

障害のある方が、自分らしく安心して生活できるようにします

1 政策目的

- 障害のある方もない方も、誰もが自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けられるようにします。
- 発達の遅れや障害のある方が、一人一人の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、自分らしく生活できるようにします。

2 政策の方向性

- 障害のある方が自分らしく、自立して暮らせるよう、日中活動の場の確保に向けた施設の整備や生活支援を進めるとともに、障害への理解の促進を図ります。
- 障害のある方が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるよう、一般就労に向けた支援や雇用機会の確保を図るとともに、障害のある方の経済的な自立に向けた支援を進めます。
- 発達に課題のある児童が安心して生活を送れるよう、療育等の支援が必要な児童を早期に発見して適切な支援につなげるとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型の児童発達支援の充実を図ります。

3 施策の体系

政策7 障害者支援	
施策1 障害者自立支援	
障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します	
【計画事業】 障害者施設の拡充支援	
【計画事業】 障害への理解と交流の促進	
(計画事業以外の事務事業)	
維持管理（障害者福祉センター等）	生活介護事業
地域活動支援センター事業	自立訓練事業 障害者施策推進協議会運営
喫茶コーナー（地域活動支援センター）の運営	障害者差別解消推進
バス借上社会参加促進経費助成	移動支援事業委託（身体障害・知的障害）
重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	巡回入浴サービス委託
相談支援事業所運営費等助成	自立生活支援事業
障害福祉サービス給付審査会運営	障害福祉サービス利用計画作成
介護・訓練等給付	自立支援医療（更生医療） 中等度難聴児補聴器購入費助成
日常生活用具給付（身体障害・知的障害）	日中活動支援事業
補装具給付（自立支援）	緊急一時保護委託 住宅設備改善費助成
自動車運転免許証取得費助成	自動車改造費助成 車いす貸出 手話相談

<p>手話通訳者等派遣事業 重度脳性麻ひ者介護人派遣 重度障害者特別給付金 重度心身障害者（児）手当 心身障害者手当国制度分 心身障害者福祉手当 身障者手帳交付・相談事務 身体障害者相談員活動 知的障害者相談員活動 生活寮家賃助成 障害者地域生活移行・定着化支援費助成 おむつ支給・使用料助成（障害者） 出張理美容事業（障害者） 寝具乾燥消毒委託（障害者） 配食サービス事業委託（障害者） 見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者） 移動支援事業委託（精神障害） 自立支援給付（精神障害・難病） 精神障害者グループホーム運営費助成 地域活動支援センター運営費助成 精神保健福祉手帳交付 日常生活用具給付（精神障害・難病） 元区立障害者福祉施設支援 民間通所施設利用者食費助成 通所施設就労支援事業助成 民間通所施設サービス向上推進費助成（身体・知的障害） 民間通所施設サービス向上推進費助成（精神障害） 障害者施設拡充支援事業 基幹相談支援センター事業所支援事業委託 相談支援事業所指定事業 障害児入所・通所施設指定事業</p>
<p>施策2 障害者就労支援 障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します</p>
<p>【計画事業】区内事業所と連携した障害者就労の促進</p>
<p>施策3 児童発達支援 発達が心配される児童一人一人の発達を支援します</p>
<p>（計画事業以外の事務事業） 保育所等訪問支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業 障害児療育施設利用料等助成 子ども発達センター事業 障害児療育施設等運営費助成 障害児福祉サービス利用計画作成 障害児通所給付 障害児入所給付</p>

施策1 障害者自立支援



障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、就労継続支援¹や生活介護²、自立訓練³などを行う通所施設や、障害者入所支援等を行う施設の整備支援を行い、施設での日中活動を希望する方の活動の場や、地域で生活を支援するための拠点を確保してきました。今後は、医療的ケア⁴が必要な障害のある方や、車椅子利用者を主とする重度重複障害のある方の受入枠を拡充する必要があります。
- 今後、障害のある方自身の重度化・高齢化、親等の高齢化や死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなるケースが増えていくことが懸念されています。
- 近年、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる相談が増加傾向にあります。多様な相談に適切に対応するため、区と民間の機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる体制を構築するとともに、生涯に寄り添う支援に取り組む必要があります。
- 障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを支援する必要があります。
- 区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者虐待に関する相談支援体制を整備しています。また、障害者差別に関する相談窓口を設置し、障害者差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行う体制を整えています。今後も、障害者虐待に適切に対応するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に関する取組を推進する必要があります。

2 施策の方向性

- **施設の整備** 全ての障害のある方が日中活動の場を確保できるようにするため、サービスの必要量に合わせて施設の整備を支援するとともに、既存施設を活用して日中活動の場の確保に取り組む法人等への支援策を検討します。
- **在宅生活の支援** 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」へ備え、家族の状況等を的確に把握し、個々のニーズに合わせた居宅サービスや施設サービスを組み合わせることで、在宅生活を適切に支援します。また、支援拠点の整備を促進することで、安定したサービスの提供を確保します。
- **支援の質的向上** 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが多様化する相談に対して適切な支援を行うほか、医療的ケア児者や重複障害者に対応できる相談支援専門員を育成するため基幹相談支援センターによる研修などの人材育成に取り組

¹ 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う支援

² 常に介護を必要とする人に、昼の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

³ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために実施する訓練

⁴ 痰の吸引や経管栄養など、看護師や一定の研修を修了した介護士などが行うケア

みます。支援の質を向上することで、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握したケアマネジメント⁵を確実に実施するとともに、障害のある方のライフステージに応じて、教育機関・医療機関等との連携を図ります。

- **社会参加の促進** 施設等から、一人暮らしへ移行を希望する障害がある方の地域生活を支援するため、自立生活援助事業所⁶の整備・運営支援を検討します。また、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- **障害者虐待の防止** 障害者虐待の防止や早期発見の取組を進め、養護者や福祉施設従業員等による虐待や不適切な対応があった場合には、養護者への支援や福祉施設への指導を行い、虐待を受けた方を保護します。また、障害者差別に関する相談窓口寄せられた事例を「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」等の場で共有するとともに、具体的な対応策を検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
相談支援事業所等でケアマネジメントを利用している障害者の割合(%) (サービス等利用計画作成人数/障害福祉サービス等受給者数×100・障害福祉課)	76.1	76.8	78.0

⁵ 福祉サービスに係る利用計画を策定し、サービスの提供、サービス利用後のモニタリングを行うこと。

⁶ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行した場合に、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上での様々な問題について、相談や情報提供を行うとともに、助言等の援助を行う事業所

4 計画事業

障害者施設の拡充支援

障害福祉課

重度障害者が利用できるグループホームを拡充支援し、医療的ケアが必要な障害者に対しても支援を検討します。また、重度障害者、医療的ケアが必要な障害者に対する日中活動の場を確保します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	重度障害者（区分4以上）のグループホーム利用者数（人）	146	158	170	182	656
2	重度障害者対応型グループホームへの助成件数（運営費助成・整備費助成）（件）	検討	実施	実施	実施	—
3	区が助成する生活介護を利用している重度障害者（区分4以上）数（人）	145	150	155	165	615
事業費（千円）		185,910	188,000	190,000	192,000	755,910

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区が助成するグループホームを利用している重度障害者（区分4以上）数（人）	検討	12	24	36	—
2	障害者通所施設（生活介護事業所）利用率（%）	95.0	96.0	97.0	98.0	96.9

出典等： 1 利用者数 / 定員数 × 100 2 重度障害者に対応したグループホームの整備を区が支援した数

※ 前期実施計画名：障害者施設の整備支援

障害への理解と交流の促進

障害福祉課

障害者総合支援法の理念に基づき、障害のある方もない方もともに地域社会で生活していく共生社会の実現が求められています。

障害者週間に関連した障害者作品展や普及啓発講座の実施、SNSなどの活用による情報発信や障害の理解促進につながる講演会の実施等を通して広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	リーフレットを活用した各種団体・事業者向け講座(延べ参加者数)	30	30	40	40	140
2	普及啓発講座(子ども・保護者向け)(延べ参加者数)	60	60	60	60	240
3	障害者週間における障害者作品展の出展作品数	35	37	39	41	152
事業費(千円)		1,096	1,184	1,096	1,096	4,472

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値(4年度)
1	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合(%)	36.0	36.0	37.0	37.0	34.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

施策2 障害者就労支援



障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 障害者雇用促進法の改正により、一般企業に適用される法定雇用率は令和6年4月から2.5%に、令和8年7月からは2.7%に段階的に引き上げられることから、今後もより一層就労を促進させるための支援の充実が求められています。
- 障害者就労支援センターでは、就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等への就職支援を行っています。また、就職後も長く働き続けられるようにするために、職場訪問等による定着支援を行っています。近年、障害者就労支援センターの登録者は毎年約100名ずつ増加しており、支援体制の強化が必要です。
- 一般企業等での就労が困難な障害のある方にとって、障害者施設（就労継続支援B型事業所）は就労スキルを高め、社会の一員として能力を発揮できる場となっています。施設利用者の就労意欲の向上と経済的自立を図るため、自主生産品の販売促進や作業受注の拡大により、利用者の工賃向上に取り組んでいく必要があります。

2 施策の方向性

- **就労支援** 障害者就労支援センターと民間の就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、障害のある方の一般企業等への就労を支援します。また、区内や近隣の企業における障害者雇用の理解を深め、事業者とともに障害者雇用の促進に取り組んでいきます。
- **職場定着支援** 障害のある方が個々の能力を活かして働き続けられるよう、一般企業等に就職した後も、就労支援事業所や就労先の事業所と連携を図りながら、職場定着のための切れ目のない支援を実施します。
- **工賃向上への支援** 自主生産品の製造を行う障害者施設に経営の専門家を派遣し、より収益性の高い事業への改善を提案するなど、工賃向上に結び付く事業を展開できるようにします。また、障害者施設自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の運営支援や共同受注窓口のPRを強化することにより、自主生産品の販売促進や軽作業等の受注拡大を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
障害者就労支援センター登録者の新規就職率 (%) (就職者数(登録後1年以内)/前年度の新規登録者のうちの就職支援希望者数×100・障害福祉課)	33.0	35.0	37.0
障害者就労支援センター登録者の就職定着率 (%) (就労継続者数(1年間同一職場)/前年度の新規就職者数×100・障害福祉課)	63.6	70.0	75.0

4 計画事業

区内事業所と連携した障害者就労の促進

障害福祉課

18歳以上の就労意欲のある障害のある方に対して、企業実習や作業訓練等を通して一般企業への就職を支援し、一般就労の機会の拡大を図ります。また、一般企業へ就職した後も継続して働き続けることができるよう、就労支援事業所や就労支援機関と連携し、職場定着のための支援の充実を図ります。さらに、区内や近隣の企業における障害者雇用の理解を深め、事業者とともに障害者雇用の促進に取り組んでいきます。

障害のある方の就労意欲の向上と経済的自立に向けて、自主生産品の製造を行う障害者施設に経営の専門家を派遣して工賃向上に結び付く事業を展開できるようにするとともに、自主生産品販売所「ぶらすちよいす」の運営支援や共同受注窓口のPRを強化し、自主生産品の販売促進や作業受注の拡大を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	障害者就労支援センター登録者における新規就職者数（延人数）	94	96	98	100	388
2	障害者就労支援フェア「働き方講演会」の参加人数（人）	50	75	90	100	315
3	障害者の雇用を希望する区内事業所への働きかけや支援	検討	実施	実施	実施	—
4	自主生産品販売所「ぶらすちよいす」の出張販売回数（回/週）	7	7	9	9	32
5	共同受注窓口による作業受注件数（件）	18	20	22	24	84
事業費（千円）		84,000	84,000	84,200	84,200	336,400

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 （4年度）
1	障害者就労支援センター登録者の就労定着率（%）	66.0	68.0	70.0	72.0	63.6
2	区内障害者施設（就労継続支援B型） 工賃平均月額（円）	20,000	20,500	21,000	21,500	18,836

出典等： 1 就労継続者数（1年間同一職場）/新規就職者数（1年前）×100

2 当該年度の区内就労継続支援B型事業所工賃平均月額の総額/区内就労継続支援B型事業所対象者延人数

※前期実施計画名：障害者就労支援事業

施策3 児童発達支援



発達が心配される児童一人一人の発達を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、新たな施設の開設による児童発達支援センターの定員枠の拡大や、療育機関をはじめとした関係機関との連携により、軽度から重度まで発達に課題のある児童を早期に発見し、療育機関につなげる取組を進めてきました。今後も療育等の支援が必要な児童が安心して集団生活を送れるよう、療育機関と子ども総合センター、幼稚園・保育園、学校との連携体制を強化する必要があります。
- 区では、幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児への実際の療育を通して、施設職員や保護者に対し、児童や支援の状況を伝える保育所等訪問支援を実施しています。今後も、幼児への療育および職員等への助言を行う事業所を増加させる必要があります。
- 重度の障害等により外出が困難な児童の療育の機会が限られていることから、適切な療育を受けられるようにしていく必要があります。

2 施策の方向性

- **支援体制の構築** 軽度から重度まで発達に課題のある児童が身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けられるよう、療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が連携し、適切な支援につながる体制を構築します。
- **保育所等訪問支援の促進** 保育所等訪問支援を促進するため、実施事業所の拡大や、療育について専門的な知識と経験を有する人材の育成を図ります。
- **居宅訪問型の児童発達支援** 重度の障害等のために外出が困難な児童など、発達支援への多様なニーズに対応するため、子ども発達センターを中心に、居宅訪問型の児童発達支援に取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
障害児通所支援受給児童数(人) (障害福祉課)	942	1,222	1,502